

令和6年7月（第9回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和6年7月31日（水） 午後1時00分～午後2時05分

2 場 所

教育委員会事務局 1階ホール

3 出席者

伊藤教育長、寺崎委員、平岡委員、武田委員、岩佐委員

4 事務局

升教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、吉永ひかり学園推進課長、原田学校教育課長兼部活動改革推進室長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター所長、秋友教育総務課経理係長

5 傍聴者

1名

6 教育長報告

- (1) 全国学力・学習状況調査について
- (2) 夏季休業中の学校閉庁日について
- (3) 教育フォーラム in 光について
- (4) ご寄附の報告について

7 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第21号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書について

(ア) 概 要

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書を作成し、議会に提出及び公表するため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 報告第54号 光市放課後児童クラブ条例の一部改正について

(ア) 概 要

光市放課後児童クラブ条例の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

令和6年度をもって三輪サンホーム及び岩田サンホームを廃止し、令和7年度から大和小学校内に大和サンホームを設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

(ウ) 主な意見等

① 意見

岩田サンホーム、三輪サンホームで働いておられる方は、今後、どのように配置されるのか。こどもたちは、知っている先生がいるから安心して過ごすことができるという面もあると思う。

回答

それぞれのサンホームに勤務する支援員をずっと同じ箇所に配置するのではなく、人事異動によりいろいろなサンホームで勤務いただいている。

また、土曜日の保育を岩田サンホームで一括し、岩田、三輪それぞれの支援員が入っていることから顔見知りの支援員も増えていると考えている。

ウ 報告第55号 光市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正について

(ア) 概要

光市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内容

令和6年度をもって三輪サンホーム及び岩田サンホームを廃止し、令和7年度から大和小学校内に大和サンホームを設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

(ウ) 主な意見等

① 意見

岩田、三輪で78人の定員が来年度からは39人となるが、利用者の状況等を把握した上での数値なのか。

回答

現在の登録は岩田33人、三輪21人で、登録者数でいうと定員を超過しているが、日々、利用されるのは6割から7割程度であるため、39人の定員でまかなうことができると考えている。万一、超過した場合には、空き教室等を活用しながら分割保育を実施することも検討している。

また、今後、大和小学校にスクールバスが導入されることで、サンホームの利用者数が増える可能性があると考えている。

エ 報告第56号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱の一部改正について

(ア) 概要

光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内容

令和6年度の機構改革に伴い、所要の改正を行うもの。

(ウ) 主な意見等

① 意見

福祉保健部にこども政策課が新設されたということであるが、所管事務が分割されたのか。

回答

これまでは、子ども家庭課が保育園や母子保健等に関する事務の所管となっていたが、母子保健の部分を健康増進課と一体的に進めるため、福祉保健部で組織の見直しを実施し、こども政策課を新設したもの。

こども政策課は、引き続き保育園や幼稚園で読書活動を進めるため、こども家庭課は母子保健、ブックスタート事業などを図書館が共同で進めていることから記載しているもの。

オ 報告第57号 光市中学校部活動改革推進協議会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市中学校部活動改革推進協議会委員の委嘱についてについて、事務局より説明。

(イ) 内容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見等

① 意見

先日、コーディネーターが不在だという報告があったが、その後の状況を伺いたい。

回答

現在もコーディネーターは見つかっておらず、部活動の地域移行に関するすべての事務を推進室で実施している状況。

意見

部活動改革は始まったばかりの事業であり、検討すべき事案も膨大である中、一人のコーディネーターがスポーツ・文化の両方を担当するのは負担が大きすぎるのでは。コーディネーターの負担軽減という点から、スポーツ・文化それぞれでコーディネーターを配置することはできないのか。

回答

コーディネーターについて、本市は国の実証事業を活用しているが、実証事業においては、2名のコーディネーターを配置することは困難である。

コーディネーターが見つかりにくい要因は、地域の活動団体と学校部活動の両方に精通し、その繋ぎ役を務められる方を見つけることが困難であるという状況。

意見

地域の方が指導者になるが、学校との連携は重要であるため、そこをコーディネートできる方を是非見つけていただきたい。

カ 報告第58号 令和6年度光市一般会計補正予算（第1号）について

（ア）概要

令和6年6月の光市議会定例会において、教育費の補正予算が可決されたことについて、事務局より報告。

（イ）内容

概要のとおり。

キ 報告第59号 自動車事故に係る損害賠償の額の決定について

（ア）概要

自動車事故に係る損害賠償の額を決定したことについて、事務局より説明。

（イ）内容

光市島田一丁目13街区の店舗駐車場において、教育委員会事務局職員が運転する公用車が、停車中の相手方自動車の前面に接触し損害を与えたことについて、相手方に対する損害賠償の額を定める専決処分を行ったことを報告するもの。

ク 報告第60号 区域外就学の承認について

（ア）概要

区域外就学の承認について、事務局より説明。

（イ）内容

区域外就学の協議及び申請のあった1件を承認したことについて報告するもの。